

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 スカイマーク エアラインズ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 西久保 慎一
(コード番号 9204 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営企画室長 有森 正和
(TEL 03-5402-6767)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 22 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

【変更定款案 1】

会社法（平成 17 年法律第 86 号）「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）および会社計算規則（同 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、下記のとおり所要の変更を行うものであります。

また、取締役の任期につきまして、航空事業の特性に鑑み職責を十分に果たすため 2 年に変更させていただくものであります。（変更案第 22 条）

- (1) 定款に定めることが可能となる事項に関し、以下の規定を新設するものであります。
 - 単元未満株主の権利の一部を制限するための定め（変更案第 10 条）
 - 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の定め（変更案第 17 条）
 - 取締役会の決議について書面による決議を可能とするための定め（変更案第 26 条）
 - 社外監査役の賠償責任限定契約の締結の定め（変更案第 37 条第 2 項）
- (2) 電子公告を採用するため所要の変更をするものであります。（変更案第 5 条）
- (3) 定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更をするものであります。
- (4) 会社法の規定に適應させるための文言や表現の変更、削除、条数の繰り下げを行うものであります。

【変更定款案 2】

商号を「スカイマーク エアラインズ株式会社」から「スカイマーク株式会社」に改めたく、現行定款第 1 条（商号）の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

【変更定款案1】

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 22 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 22 日（木曜日）

【変更定款案2】

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 22 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 10 月 1 日（日曜日）

以上

別紙

【定款変更案 1】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(会社が発行する株式の総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は 187,720,000 株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は 100 株とする。</p> <p>2 . 当社は 1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(外国人等の株主名簿への記載又は記録の制限) 第 8 条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程) 第 9 条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 . 取締役会 2 . 監査役 3 . 監査役会 4 . 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は 187,720,000 株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行) 第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>2 . 当社は、前条の規定に係らず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 10 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 . 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2 . 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3 . 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第 12 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

<p>(名義書換代理人) 第 10 条 当社は、<u>株式に関し、名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ当社においてこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日) 第 11 条 当社は、<u>毎決算期における最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、必要ある場合には取締役会の決議により予め公告して、一定の日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者としてすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長) 第 13 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるとき(第 20 条第 2 項)は、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議) 第 14 条 株主総会の決議は、<u>法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、商法第 343 条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第 13 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集) 第 14 条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度の終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 15 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長) 第 16 条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 17 条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をなすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第 18 条 株主総会の決議は、<u>法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p>
--	---

<p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>株主総会における議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. 株主又は前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第 16 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任) (新 設)</p> <p>第 17 条 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第 18 条 取締役の任期は、<u>その就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 19 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. 取締役会の決議をもって、取締役社長 1 名を選任し、その他必要により取締役会長、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名をおくことができる。</p> <p>3. <u>社長は会社の業務を統括し会社を代表する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 20 条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 21 条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 22 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p>	<p>第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任) 第 21 条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選任し、その他必要により取締役会長、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、<u>この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p>
---	--

<p>第23条（条文省略）</p> <p>（取締役の報酬） 第24条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>（取締役の責任免除） 第25条 <u>当社は、商法第266条12項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>（監査役の数） 第26条（条文省略）</p> <p>（監査役の選任） （新設）</p> <p>第27条 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>（監査役の任期） 第28条 <u>監査役の任期は、その就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>（常勤の監査役） 第29条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>（招集通知） 第30条 <u>各監査役は監査役会を招集することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>（決議の方法） 第31条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数で行う。</u></p> <p>（監査役会規程） 第32条（条文省略）</p>	<p>第27条（現行どおり）</p> <p>（取締役の報酬等） 第28条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>（取締役の責任免除） 第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>（監査役の数） 第30条（現行どおり）</p> <p>（監査役の選任） 第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>（監査役の任期） 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（常勤の監査役） 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>（招集通知） （削除）</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（監査役会規程） 第35条（現行どおり）</p>
--	---

<p>(監査役の報酬) 第33条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の実任免除) 第34条 当社は、商法第280条1項の規定により、取締役会の決議をもって監査役(監査役であった者を含む。)の責任につき、法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度及び決算期) 第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとし、その末日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当金) 第36条 利益配当金は毎決算期における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。</p> <p>(中間配当) 第37条 当社は取締役会の決議により、毎年9月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第38条 利益配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(附則) 経過措置 第1条 第36条(営業年度及び決算期)の規定にかかわらず、平成16年11月1日から始まる第9期営業年度は、平成17年3月31日までの5ヶ月間とする。</p>	<p>(監査役の実任等) 第36条 監査役の実任等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除) 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当) 第40条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(削除)</p>
--	---

【定款変更案2】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 当社は、スカイマーク エアラインズ株式会社と称し、英文ではSkymark Airlines Co.,Ltd.と表示する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、スカイマーク株式会社と称し、英文ではSkymark Airlines Inc.と表示する。</p> <p>附則 第1条(商号)の変更は、平成18年10月1日から実施する。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生後これを削除する。</p>